

改正後	改正前
<p>(製造許可) 第二条 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、 Gondola 製造許可申請書(様式第一号) に Gondola の組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法(以下「法」という。)</p> <p>(第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該 Gondola の設計について、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準(以下「製造許可基準」という。)のうち Gondola の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(この章及び第三章において「設計審査」という。)の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、Gondola の組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。</p> <p>一 法第三十七条第三項に規定する登録設計審査等機関(以下「登録設計審査等機関」という。)のうち当該 Gondola を製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類</p> <p>二 次の事項を記載した書面</p> <p>イ 製造の過程において行なう検査のための設備の概要</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面</p> <p>(設計審査)</p> <p>第二条の二 登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、Gondola 設計審査申請書(様式第一号の二) に Gondola の組立図及び強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない</p>	<p>(製造許可) 第二条 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、Gondola 製造許可申請書(様式第一号) に Gondola の組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>一 強度計算の基準</p> <p>(新設)</p> <p>二 製造の過程において行なう検査のための設備の概要</p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行った設計審査の結果を記載したゴンドラ設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。

（検査設備等の変更報告）

第三条 第二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るゴンドラ又は許可型式ゴンドラを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（製造検査）

第四条 ゴンドラを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、設計審査を行った登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

2 前項の規定による検査（以下「製造検査」という。）においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行うほか、荷重試験を行うものとする。

3 前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一 下降のみに使用されるゴンドラ以外のゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行うこと。

二 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行うこと。

4 製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書（様式第二号）にゴンドラ明細書（様式第三号）、ゴンドラの組立図

（検査設備等の変更報告）

第三条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るゴンドラ又は許可型式ゴンドラを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（製造検査）

第四条 ゴンドラを製造した者は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査（以下「製造検査」という。）においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3 前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一 下降のみに使用されるゴンドラ以外のゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行なうこと。

二 下降のみに使用されるゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行なうこと。

4 製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書（様式第二号）にゴンドラ明細書（様式第三号）、ゴンドラの組立図

及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとするゴンドラが既に製造検査に合格しているゴンドラと寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

5 登録設計審査等機関は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書を申請者に交付するものとする。

6 登録設計審査等機関は、製造検査に合格したゴンドラについて、申請者に対しゴンドラ検査証（様式第八号）を交付するものとする。

（都道府県労働局長が製造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第四条の二 法第五十三条の二第一項の規定により、都道府県労働局長が前条の製造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、前条中「設計審査を行った登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは、「所轄都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（使用検査）

第六条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該ゴンドラについて、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。

一 三 （略）

2 外国においてゴンドラを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該ゴンドラについて、登録設計審査等機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ゴンドラを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとするゴンドラが既に製造検査に合格しているゴンドラと寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

5 所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書を提出した者に交付するものとする。

（新設）

（新設）

第六条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

（使用検査）

一 三 （略）

2 外国においてゴンドラを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該ゴンドラについて都道府県労働局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ゴンドラを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

<p>3 (略)</p> <p>4 使用検査を受けようとする者は、 Gondola 使用検査申請書（様式第六号）に Gondola 明細書、 Gondola の組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。</p> <p>5 Gondola を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る Gondola の構造が製造許可基準のうち Gondola の構造に係る部分に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限り。）が明らかにする書面を添付することができる。</p> <p>6 登録設計審査等機関は、使用検査に合格した Gondola に様式第四号による刻印を押し、かつ、その Gondola 明細書を申請者に交付するものとする。</p>	<p>7 登録設計審査等機関は、使用検査に合格した Gondola について、申請者に対し Gondola 検査証（様式第八号）を交付するものとする。</p> <p>（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）</p> <p>第六條の二 法第五十三條の二第一項の規定により、都道府県労働局長が前條の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前條の規定を適用する。この場合において、前條中「登録設計審査等機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。</p> <p>（ Gondola 検査証の再交付等） （削る）</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 使用検査を受けようとする者は、 Gondola 使用検査申請書（様式第六号）に Gondola 明細書、 Gondola の組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>5 Gondola を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る Gondola の構造が法第三十七條第二項の厚生労働大臣の定める基準（ Gondola の構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限り。）が明らかにする書面を添付することができる。</p> <p>6 都道府県労働局長は、使用検査に合格した Gondola に様式第四号による刻印を押し、かつ、その Gondola 明細書に様式第七号による使用検査済の印を押し、第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>第八條 所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長は、それぞれ製造検査又は使用検査に合格した Gondola について、それぞれ第</p>

第八条 ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラ検査証再交付申請書（様式第九号）に次の書面を添えて、当該ゴンドラ検査証を交付した者に提出し、再交付を受けなければならない。

一・二（略）

2| ゴンドラ検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）した登録設計審査等機関が交付したゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証再交付申請書（様式第九号）に第一項第一号又は第二号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、ゴンドラを設置している者に対し、与えるものとする。

4| 労働基準監督署長は、前二項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該ゴンドラの性能検査（法第四十一条第二項の性能検査をいう。以下同じ。）の結果等に基づくものとする。

5| ゴンドラを設置している者に異動があつたときは、ゴンドラを設置している者は、当該異動のあつた日から十日以内に、ゴンドラ検査証替申請書（様式第九号）にゴンドラ検査証を添えて、

四 第四条第四項又は第六条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、ゴンドラ検査証（様式第八号）を交付するものとする。

2| ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラ検査証再交付申請書（様式第九号）に次の書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由してゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。

一・二（略）

（新設）

（新設）

（新設）

3| ゴンドラを設置している者に異動があつたときは、ゴンドラを設置している者は、当該異動のあつた日から十日以内に、ゴンドラ検査証替申請書（様式第九号）にゴンドラ検査証を添えて、

。所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第十一条 事業者は、ゴンドラについては、製造許可基準のうちゴンドラの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（性能検査の申請等）

第二十五条 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うゴンドラに係る性能検査を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

所轄労働基準監督署長を経由してゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第十一条 事業者は、ゴンドラについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ゴンドラの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（性能検査の申請等）

第二十五条 ゴンドラに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。